

浜松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の 人件費率
3年度	人 795,771	千円 383,252,465	千円 7,233,367	千円 80,526,575	% 21.0	% 18.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

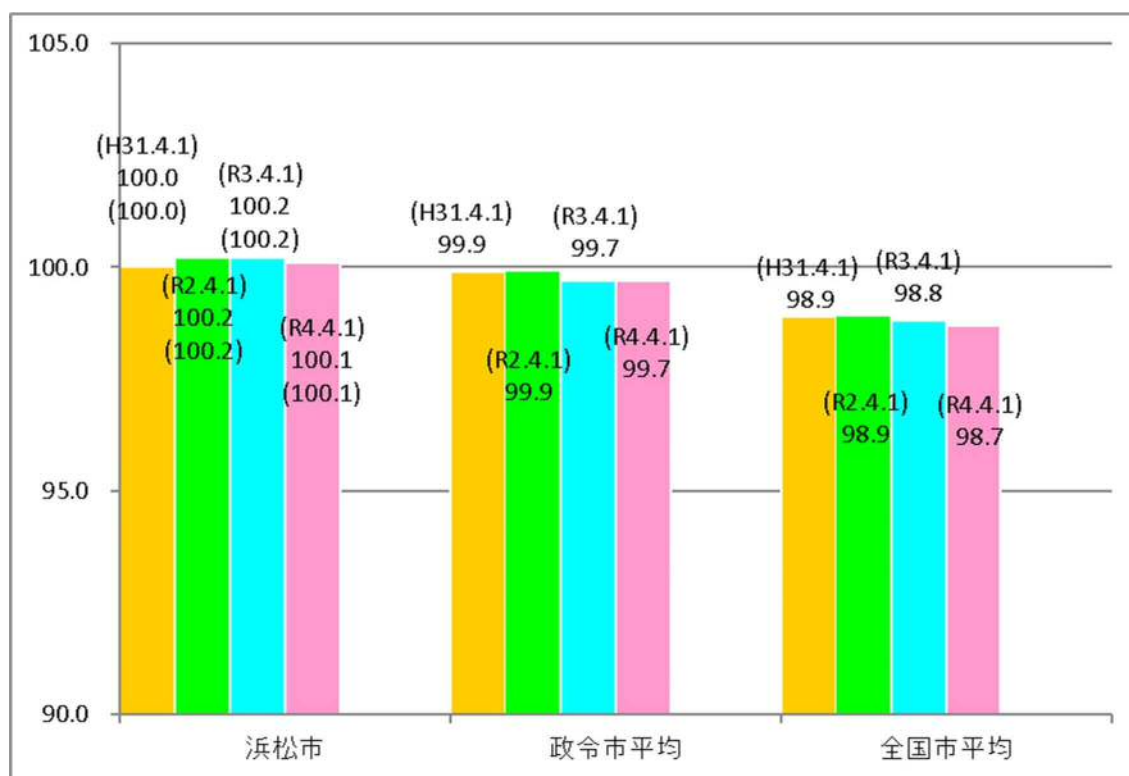
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 8,664	千円 36,290,854	千円 6,112,355	千円 13,917,053	千円 56,320,262	千円 6,500	千円 6,821

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職

俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
4年度	円 372,057	円 371,402	655円 (0.18%)	0.17%	0.17%	0.3%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
4年度	月 4.40	月 4.25	月 0.15	月 4.40	月 4.40	月 4.40

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引き下げ。若年層については、引き下げなし。高齢層については最大4%程度の引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

※公民の給与水準の均衡を図るため、当分の間、行政職給料表及び教育職給料表について給料表の給料月額に100分の1.82を乗じて得た額を加算し、給料月額として支給。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 3% に対し、浜松市においても 3% を支給。
 医師に係る地域手当を現行の 15% から 16% に引き上げ。
 （実施時期）平成 28 年 4 月 1 日から実施。
 （参考）

	平成 26 年度の支給割合	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年度の支給割合	平成 29 年度の支給割合	平成 30 年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和 2 年度の支給割合	令和 3 年度の支給割合	令和 4 年度の支給割合
		4 月 1 日時点	遡及改定後							
国基準による支給割合	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
浜松市の支給割合	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

- ・ 公民の給与水準の均衡を図るため、当分の間、行政職給料表及び教育職給料表について給料表の給料月額に 100 分の 1.82 を乗じて得た額を加算し、給料月額として支給。
- ・ 55 歳を超える職員について、標準の成績では昇給しない措置を実施。
- ・ 55 歳を超える職員に対する給与の減額措置を平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止。
- ・ 単身赴任手当の基礎額及び加算額の限度額を引き上げ。
- ・ 管理職員特別勤務手当について、平日に勤務した場合においても支給することができるよう支給要件を拡大
- ・ 退職手当水準の公民均衡を図るため、国に準じて退職手当の調整額を引き上げ。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
浜松市	42.6歳	329,600円	396,856円	363,962円
静岡県	42.6歳	331,200円	432,321円	368,926円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	41.8歳	318,310円	431,588円	378,248円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
浜松市	51.8歳	175人	356,800円	395,470円	378,101円
うち清掃職員	53.6歳	79人	354,600円	408,367円	377,904円
うち学校給食員	50.2歳	47人	359,300円	381,504円	375,778円
うち用務員	50.7歳	38人	358,200円	385,907円	380,634円
その他	49.6歳	11人	357,100円	395,562円	380,693円
静岡県	54.4歳	126人	298,400円	345,557円	318,129円
国	51.1歳	2,114人	286,570円	—	328,416円
類似団体	51.3歳	943人	312,022円	391,620円	364,510円

区分	民間			参考 A / B
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
清掃職員	廃棄物処理業従業員	47.0歳	306,000円	1.33
学校給食員	調理士	42.8歳	258,900円	1.47
用務員	用務員	49.1歳	236,600円	1.63

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C / D
清掃職員	6,549,762円	4,266,500円	1.54
学校給食員	6,227,406円	3,381,700円	1.84
用務員	6,280,238円	3,187,900円	1.97

※民間データは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成31年～令和3年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。平均給与月額(A) × 12 + 4(1) 期末・勤勉1人当たり平均支給額(2年度)で算出

③ 税 務 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
浜松市	42.4歳	322,800円	400,491円	351,711円
都道府県	42.9歳	311,339円	387,314円	353,175円
国	42.3歳	353,566円	—	429,738円
類似団体	41.8歳	307,788円	412,508円	359,579円

④ 福 祉 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
浜松市	37.1歳	291,000円	314,223円	306,386円
都道府県	40.6歳	315,756円	410,719円	350,756円
国	44.0歳	338,582円	—	388,577円
類似団体	38.5歳	287,414円	366,516円	331,936円

⑤ 医師・歯科医師職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
浜松市	53.1歳	503,300円	1,100,533円	852,977円
都道府県	44.4歳	453,376円	970,012円	822,879円
国	52.8歳	507,742円	—	840,532円
類似団体	49.1歳	497,449円	1,093,499円	866,600円

⑥ 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
浜松市	41.7歳	322,100円	374,926円	343,820円
都道府県	40.6歳	309,212円	423,549円	349,935円
国	47.7歳	319,817円	—	358,479円
類似団体	40.3歳	307,998円	423,928円	358,132円

⑦ 消 防 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
浜松市	39.4歳	313,400円	392,968円	349,739円
類似団体	39.3歳	305,440円	430,377円	364,908円

⑧ 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
浜松市	46.3歳	385,100円	436,333円
静岡県	43.7歳	379,300円	438,733円
類似団体	43.8歳	359,660円	436,567円

⑨小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
浜松市	41.8歳	354,900円	391,803円
静岡県	42.1歳	362,700円	410,345円
類似団体	40.6歳	342,210円	411,286円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		浜 松 市	静 岡 県	国
一般行政職	大学卒	192,134円	192,266円	182,200円
	高校卒	157,719円	157,827円	150,600円
技能労務職	高校卒	166,272円	155,586円	—
	中学卒	150,591円	142,544円	—
消防職	大学卒	192,134円	—	—
	高校卒	157,719円	—	—
高等学校 教育職	大学卒	214,636円	214,784円	—
	高校卒	—	169,239円	—
小・中学校 教育職	大学卒	214,636円	214,784円	—
	高校卒	—	169,239円	—
幼稚園 教育職	大学卒	192,134円	—	—
	高校卒	157,719円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

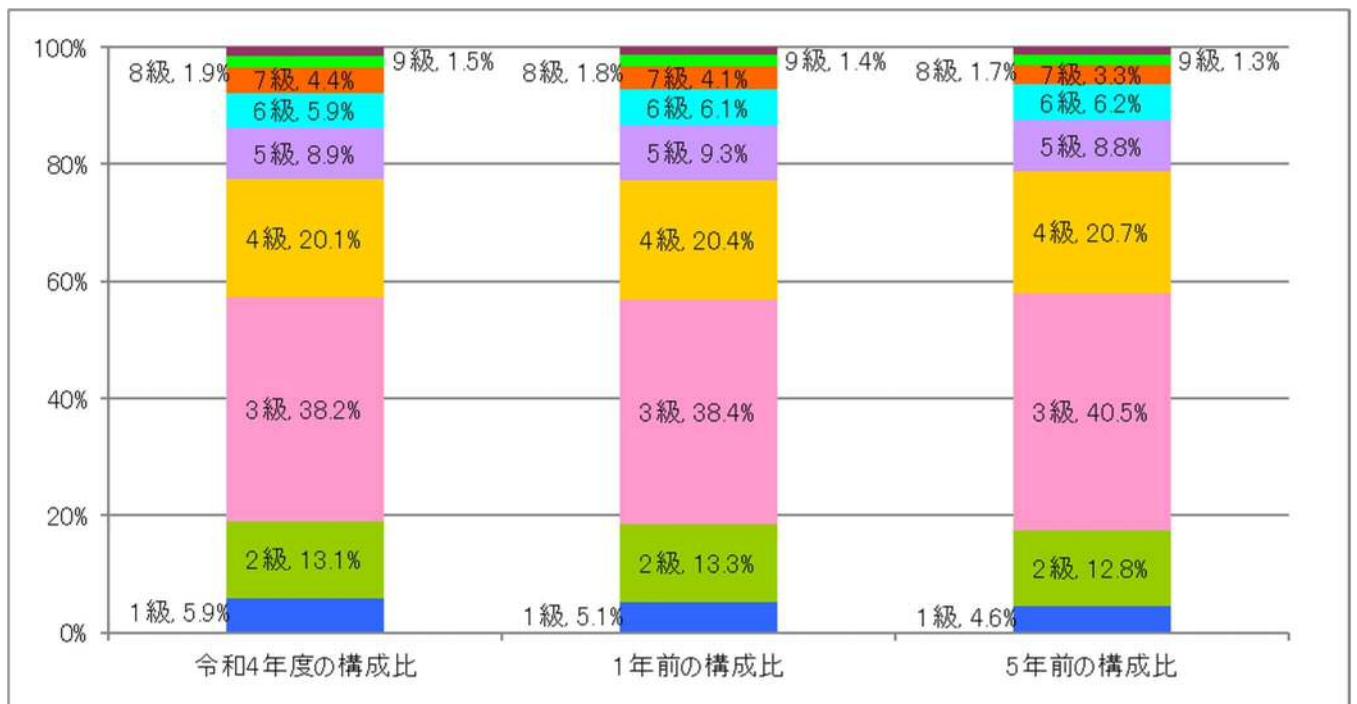
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	270,926円	345,100円	383,570円	410,729円
	高校卒	230,622円	315,418円	350,209円	373,585円
技能労務職	高校卒	—	—	347,715円	364,328円
	中学卒	—	—	323,329円	353,646円
消防職	大学卒	273,995円	344,791円	377,656円	367,630円
	高校卒	237,702円	326,793円	351,345円	373,360円
高等学校 教育職	大学卒	322,633円	395,591円	425,204円	441,360円
小・中学校 教育職	大学卒	318,502円	409,326円	425,525円	433,295円
幼稚園 教育職	短大卒	245,039円	324,780円	345,902円	371,694円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

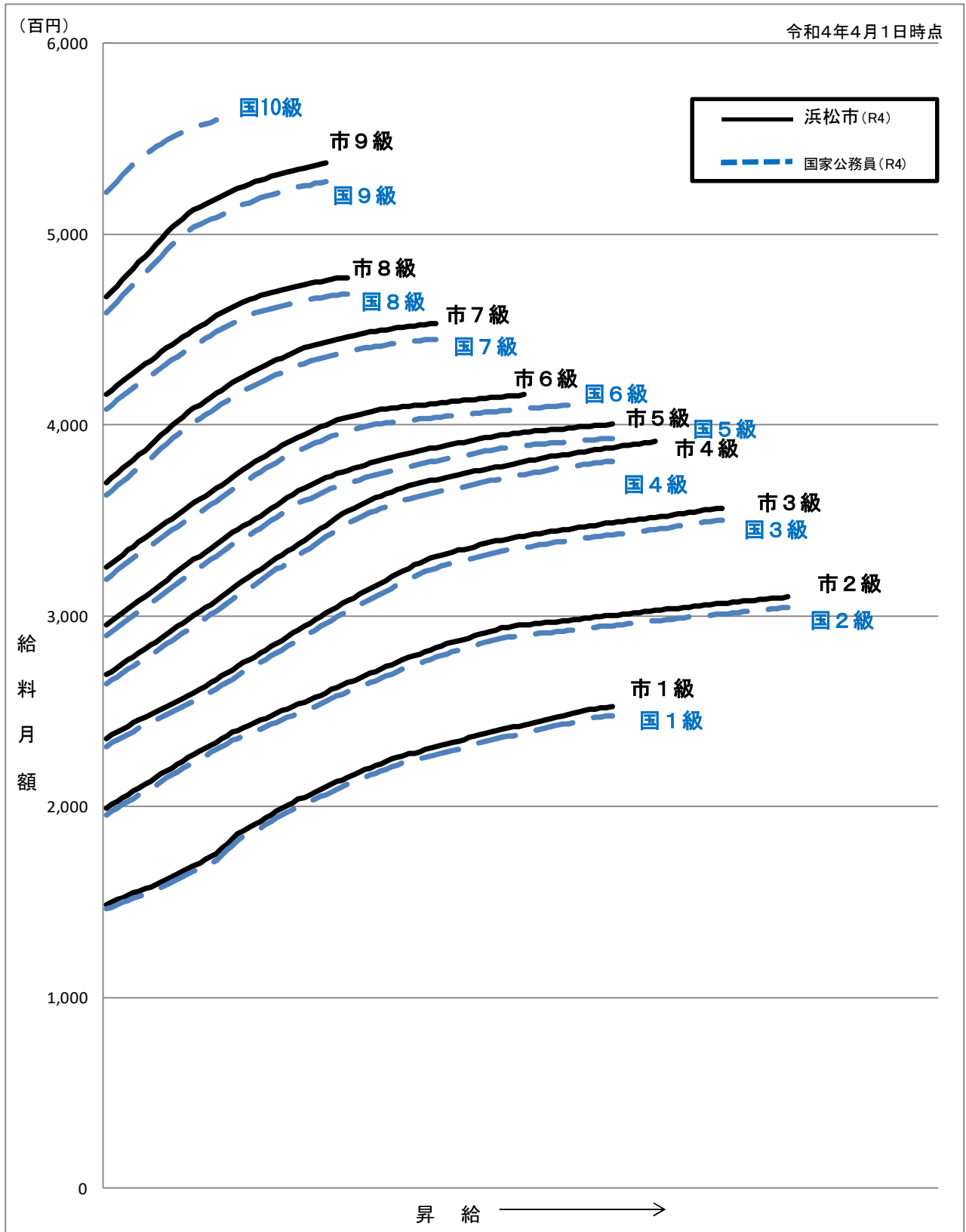
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	事務職員 技術職員	159人	5.9%	148,759円	252,106円
2級	事務職員 技術職員	352人	13.1%	199,058円	309,736円
3級	主任	1,024人	38.2%	235,713円	356,370円
4級	区課長補佐 副主幹 副技監	540人	20.1%	269,008円	391,192円
5級	本庁課長補佐 主幹 技監	238人	8.9%	294,972円	400,152円
6級	区課長 専門監	158人	5.9%	325,009円	415,629円
7級	本庁課長 担当課長 副参事	119人	4.4%	369,504円	452,997円
8級	危機管理監代理 次長 副区長 参事	50人	1.9%	415,527円	477,128円
9級	危機管理監 部長 担当部長 会計管理者 区長 都市政策調整官 参与	41人	1.5%	466,742円	537,100円

(注) 1 浜松市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

浜 松 市	静 岡 県	国
1人当たり平均支給額(3年度) 1,649千円	1人当たり平均支給額(3年度) 1,670千円	—
(3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.35月分 1.9月分 (1.35)月分 (0.9)月分	(3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.9月分 (1.35)月分 (0.9)月分	(3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.9月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5～20%	(加算措置の状況) 役職加算 5～20% 管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 国は令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

浜 松 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額2,373千円			22,273千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		1,154,159千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		123,137円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
浜松市	3.0%	8,802人	3.0%
東京都調布市	14.0%	1人	16.0%
東京都特別区	18.0%	18人	20.0%

（注）支給職員1人当たり平均支給年額及び支給対象職員数には、再任用職員（短時間勤務）を含む。

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		404,867千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		131,445円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）		31.8%		
手当の種類（手当数）		17種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和3年度決算）	左記職員に対する 支給単価
調査収納手当	支給対象業務に従事した者	市税の調査、検査、滞納整理に従事したとき。	7,499千円	日額150円
		滞納整理、滞納処分の業務に従事する者として所属長が指定したものが国保料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、清算金の滞納整理に従事したとき。		(1)日額350円 (2)日額500円 (3)日額600円
	出張して次の業務に従事したとき。 (1)市税の調査、検査 (2)市税、国保料、介護保険料、精算金の滞納整理 (3)市税、国保料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、清算金の滞納処分			
	支給対象業務に従事した者	出張して汚水処理施設の未納使用料、市営住宅の未納家賃、住宅資金貸付償還金の納付督促、又は収納業務に従事したとき		日額200円
社会福祉業務手当	支給対象業務に従事した職員	行旅病人の保護業務に従事したとき	17,447千円	1件につき1,100円

	支給対象業務に従事した職員	行旅死亡人の取扱業務に従事したとき		1件につき2,400円
	福祉事務所等に勤務する保健師	出張して社会福祉の相談、指導、保護等の業務に従事したとき		日額330円
	査察指導員、社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等	社会福祉の相談、指導、保護等の業務に従事したとき		(1)日額200円 (2)出張の場合 日額450円
	児童相談所等に勤務する職員	児童の福祉の相談、指導、保護等の業務に従事したとき		日額1,000円
医療保健業務手当	医師、歯科医師	医療に関する業務に従事したとき	19,426千円	(1)月額159,100円 (2)主として診療行為に従事したとき 月額216,000円
	保健所等に勤務する保健師	出張による疾病患者の保健相談、指導業務等に従事したとき		日額330円
	保健所等に勤務する精神保健相談員	精神保健相談又は指導の業務に従事したとき		(1)日額200円 (2)出張の場合 日額450円
	保健所に勤務する職員	出張して犬の捕獲・引取作業に従事したとき		日額1,200円
有害物取扱手当	佐久間病院等に勤務する職員のうち衛生検査の業務に従事するもの、生活衛生課等に勤務する職員又は南清掃事業所等に勤務する職員のうち水質等の検査業務に従事するもの	身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険を有する薬品等の取扱業務、危険な病原体を取り扱う業務に従事したとき	1,171千円	日額290円
防疫作業手当	支給対象業務に従事した職員	感染症（一類、二類、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症）患者の移送・感染症の防疫作業、開放性結核患者の予防救治の業務に従事したとき	42千円	(1)1件につき450円 (2)一類感染症等の場合1件につき600円

	支給対象業務に従事した職員	狂犬病予防注射の補助作業に従事したとき		日額 300円
	支給対象業務に従事した職員	家畜伝染病の防疫作業に従事したとき		日額 330円
新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当	支給対象業務に従事した職員	新型コロナウイルス感染症に感染するおそれがある作業（検体採取の補助、検体の搬送、PCR検査業務）に従事したとき	14,011千円	日額 3,000円 2h未満 日額 1,500円
	支給対象業務に従事した職員	職員が新型コロナウイルス感染症に感染するおそれがある作業（患者等へ直接接して行う調査、診察、検体の採取、患者等の搬送作業、看護業務）に従事したとき。		日額 4,000円 2h未満 日額 2,000円
看護実習手当	看護教員	看護実習の指導業務に従事したとき	556千円	日額 400円
夜間等特殊業務手当	佐久間病院の看護業務及び夜間救急室の夜間救急診療業務に従事する看護師以外の職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したとき	72,679千円	全部深夜 1回 1,100円 一部深夜 1回 730円（2h未満1回 410円）
	夜間救急室及び佐久間病院に勤務する看護師	深夜において看護業務（正規の勤務時間による勤務に限る。）に従事したとき		全部深夜 1回 6,800円 一部深夜 4h以上 1回 3,300円 2h以上4h未満 1回 2,900円 2h未満 1回 2,000円
環境衛生手当	清掃事業所等に勤務する職員	清掃工場の機械・設備の操作、保守点検等の現場作業に従事したとき	29,097千円	日額 750円

	清掃事業所等に勤務する職員	清掃工場内のストックヤード、ピット内での作業、資源物の処理施設・保管施設で行う現場作業その他市長の定める作業に従事したとき		日額 660円
	清掃事業所等に勤務する職員	出張して廃棄物の収集運搬等の清掃作業に従事したとき		日額 1,320円
	衛生工場に勤務する職員	衛生工場の投入槽・散気管等の清掃、機械・設備の保守点検等の現場作業に従事したとき		日額 1,050円
	環境衛生指導員	産業廃棄物処理の指導業務に従事したとき		(1)日額 150円 (2)出張の場合 日額 250円
	支給対象業務に従事した職員	出張して公害の調査・検査、し尿浄化槽の立入検査業務に従事したとき		日額 250円
特殊作業手当	食肉地方卸売市場に勤務する職員	場内の清掃・設備の保守点検等の現場作業に従事したとき	1,803千円	日額 1,000円
	動物園に勤務する職員	猛獣の飼育に従事したとき		日額 320円
交渉手当	支給対象業務に従事した職員	出張して公共用地取得の業務、移転補償の業務、登記業務、道路等の境界指示の業務に伴う交渉に従事したとき	305千円	日額 300円
特殊現場作業手当	支給対象業務に従事した職員	地上又は水面上5メートル以上の足場の不安定な箇所で行う建築物等の工事監督、揚重機の検査等の業務に従事したとき	35千円	(1)日額 220円 (2)20メートル以上の箇所の場合 320円
	支給対象業務に従事した職員	埋蔵物の発掘作業に従事したとき		日額 150円

災害応急作業 手当	支給対象業務に従事 した職員	職員が、異常な自然現象または大規模な事故により重大な災害が発生し、もしくは発生するおそれがある道路、河川等の現場において行う巡回監視または当該現場における重大な災害の発生した箇所もしくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業もしくは応急作業のための災害状況の調査(以下「応急作業等」という)に従事したとき ① 巡回監視 ② 応急作業等	1,144千円	日額600円(巡回監視業務) 日額910円(応急作業等)
消防勤務手当	消防職員	災害時における消防自動車の緊急走行運転に従事したとき	32,253千円	1当務170円(大型消防自動車は340円)
	消防職員	危険又は困難を伴う消防自動車の機関員の業務(災害時におけるものを除く。)に従事したとき		1当務170円(大型消防自動車は340円)
	消防職員	地上又は水面上5メートル以上の箇所における1時間以上におわたる消火等の作業に従事したとき		日額240円
	消防職員	災害時における危険を伴う業務に従事したとき		1回200円
	消防職員	救急救命業務に従事したとき		1回200円(救急救命士が特定行為に従事したとき510円)

	消防職員	救助隊の業務に従事したとき		1 当務 300円（大型消防自動車の機関員業務は 640円、その他の消防自動車の機関員業務は 470円）
	消防職員	山岳救助隊の業務に従事したとき		日額 600円
	消防職員	潜水用具を着用して行う潜水作業に従事したとき		1 時間 540円
教育特殊業務手当	小・中学校及び市立高等学校の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で、次に掲げるもののうち休日等で 4 時間以上又はその他の日で正規の勤務時間を超えて 4 時間以上（(3)の場合それぞれ 2 時間以上）のとき (1)非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 (2)生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 (3)生徒に対する緊急の補導業務	164,757千円	(1)日額 8,000円 （被害が特に甚大な非常災害の際 16,000円） (2)日額 7,500円 (3)日額 7,500円
	小・中学校及び市立高等学校の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手	修学旅行、林間・臨海学校等において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事した場合であって、当該業務に従事した時間が 4 時間以上のとき		日額 5,100円

	小・中学校及び市立高等学校の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手	対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うものであって、当該業務に従事した時間が4時間以上するとき		日額 5,100円
	小・中学校及び市立高等学校の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手	学校の管理下の部活動における生徒に対する指導業務で週休日等に行うもののうち正規の勤務時間以外の時間等において当該業務に従事した時間が引き続き4時間以上するとき		日額 3,600円
	小・中学校及び市立高等学校の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手	入学試験における受験生の監督、採点又は合格判定の業務で週休日等に行うものであって、4時間以上又はその他の日で正規の勤務時間を超過して4時間以上するとき		日額 900円
教育業務連絡指導手当	小・中学校及び市立高等学校の教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、図書主任及び総務主任	教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務に従事したとき	41,816千円	日額 200円
多学年学級担任手当	小・中学校の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手	2の学年の児童又は生徒で編成されている学級を教育委員会が別に定める時間数以上の当該学級における授業又は指導に従事したとき	826千円	日額 290円

※ 特殊勤務手当の見直しについて

平成17年に総務省が実施した行政改革に向けた重点見直しで「今後の行政改革を推進する過程で多面的に検討すべき手当」として位置付けられた環境衛生手当（衛生工場の現場作業、し尿浄化槽検査等）、特殊現場作業手当（清掃、現場作業等）、不快手当（汚泥、し尿処理等）等の一部について、引き続き、制度の趣旨や支給の妥当性などを検証し、手当の趣旨に合致しないものについて見直しに取り組んでいきます。

このほか、国との比較において類似の手当については、支給額等の引き下げなど国に準拠した見直しに取り組んでいきます。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	1,310,106千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	263,073円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）
扶 養 手 当	(1)子 10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 (2)子以外の扶養親族 6,500円 行政職8相当 3,500円 ※9級相当支給なし	同	なし	827,089千円	256,701円
住 居 手 当	自ら居住するため住宅等を借り受け、家賃を支払っている職員 家賃の額に応じて算出した額。ただし、25,700円限度	異	国の限度額は28,000円	458,232千円	294,683円
通 勤 手 当	(1)交通機関などを利用して通勤する職員 運賃等相当額。ただし、交通機関を利用して通勤する職員の当該交通機関における算定基礎期間を通用期間とする定期券の価格を当該算定基礎期間の月数で除して得た額が55,000円を超えるときは55,000円を限度として支給する (2)自動車など交通用具を使用して通勤する職員 通勤距離に応じて2,000円～31,600円 (3)交通機関などと交通用具を併用して通勤する職員 (1)と(2)の合計額。ただし、55,000円を限度として支給する	同	なし	653,921千円	79,756円
管理職手当	(1)技術統括監等 130,300円 (2)部長等 104,200円	異	・担当部長 ・高等学校教育職	597,665千円	736,041円

	(3)担当部長 99,100円 (4)参与等 94,000円 (5)次長等 82,200円 (6)本庁課長等 77,400円 (7)副参事 66,400円 (8)区課長等 62,300円 (9)専門監 51,900円 (10)本庁課長補佐等 49,600円 (11)区課長補佐等 46,300円 (12)高等学校長 72,800円 (13)高等学校副校長 52,900円 (14)高等学校教頭 44,100円 (15)小・中学校校長 52,600～70,100円 (16)小・中学校教頭 43,700～52,500円		・小・中学校教育職		
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間に勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給する	同	なし	331,325千円	490,852円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額の25/100を支給する	同	なし	97,075千円	128,067円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区分		給料月額等		
		(参考) 類似団体における最高／最低額		
給料	市長	1,277,000円	1,599,000円／500,000円	
	副市長	928,000円	1,285,000円／841,500円	
議員報酬	議長	803,000円	1,179,000円／779,000円	
	副議長	717,000円	1,061,000円／703,000円	
	議員	648,000円	953,000円／648,000円	
期末手当	市長 副市長	(3年度支給割合) 4.535月分		
	議長 副議長 議員	(3年度支給割合) 4.535月分		
退職手当	市長	(算定方式) 定額	(1期の手当額) 20,000,000円	(支給時期) 任期ごと
	副市長	定額	10,000,000円	任期ごと
	備考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

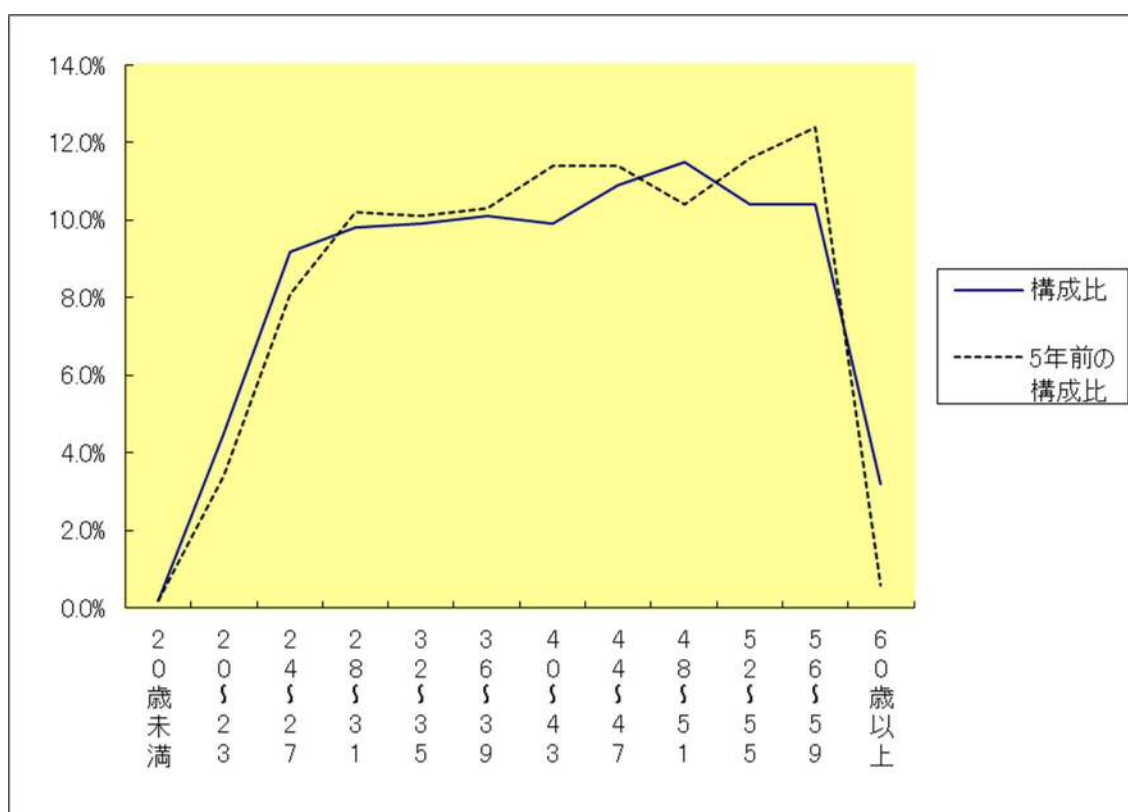
(各年4月1日現在)

部 門		区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令 和 3 年	令 和 4 年	令 和 3 年	令 和 4 年		
普 通 会 計	一 般 行 政 部 門	議 会	21	21		0	連 絡 ご み 取 集 ・ 処 理 業 務 の 再 任 用 化 等 、 大 河 ド ラ マ 関 連 業 務 の 強 化 な ど
		総 務 企 画	709	708		△ 1	
		税 務	231	231		0	
		民 生	758	761		3	
		衛 生	578	575		△ 3	
部 門	計	農 働	9	9		0	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 37.82 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 46.24 人)
		農 林 水 産	116	115		△ 1	
		商 工	72	78		6	
		土 木	510	511		1	
		計	3,004	3,009		5	
	教 育 部 門	4,774	4,781		7	学 級 編 制 の 見 直 し 等 に 伴 う 増 等	
	消 防 部 門	886	891		5		
	小 計	8,664	8,681		17	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 109.10 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 113.21 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	小 計	病 院	58	57		△ 1	
		水 道	149	145		△ 4	
		下 水 道	95	96		1	
		そ の 他	157	157		0	
	小 計	459	455		△ 4		
合 計		9,123 [9,126]	9,136 [9,134]		13 [12]	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 114.82 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	22人	415人	838人	892人	904人	925人	902人	996人	1,054人	946人	954人	288人	9,136人



(3) 職員数の推移

部門別	29年	30年	31年	2年	3年	4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,085人	3,066人	3,020人	2,997人	3,004人	3,009人	△ 76人 (△ 2.5%)
教育	4,431人	4,437人	4,431人	4,442人	4,774人	4,781人	350人 (7.9%)
消防	889人	888人	891人	890人	886人	891人	2人 (0.2%)
普通会計計	8,405人	8,391人	8,342人	8,329人	8,664人	8,681人	276人 (3.3%)
公営企業等会計計	492人	490人	484人	466人	459人	455人	△ 37人 (△ 7.5%)
総合計	8,897人	8,881人	8,826人	8,795人	9,123人	9,136人	239人 (2.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
3年度	千円 11,399,446	千円 229,572	千円 1,130,618	% 9.9	% 10.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 316,668千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 165	千円 655,234	千円 94,785	千円 254,121	千円 1,004,140	千円 6,086	千円 6,499

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	50.5歳	352,277円	507,398円
政令指定都市平均	46.5歳	359,973円	540,544円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	浜松市（企業職除く）
1人当たり平均支給額（3年度） 1,540千円	1人当たり平均支給額（3年度） 1,649千円
(3年度支給割合) 期末手当 2.35月分 勤勉手当 1.9月分 (1.35)月分 (0.9)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.35月分 勤勉手当 1.9月分 (1.35)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

水道事業			浜松市（企業職除く）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～45%）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額	— 千円	20,592千円	1人当たり平均支給額	2,373千円	22,273千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		20,723千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		125,594円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
浜松市	3.0%	165人	3.0%

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）				3,613千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）				30,880円
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）				70.9%
手当の種類（手当数）				5種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和3年度決算）	左記職員に対する支給単価
調査収納手当	お客さまサービス課に勤務する職員	(1)お客さまサービス課に勤務する職員が水道料金の調査又は滞納整理等の業務に従事したとき(次号の業務に従事したときを除く) (2)前号の職員が出張して水道料金等の滞納整理業務に従事したとき	443千円	(1)日額150円 (2)日額250円

有害物取扱 手当	浄水課に 勤務する 職員	職員が身体に有毒なガスの発生を伴う業務又は特に危険を有する薬品等を取り扱う業務に従事したとき	232千円	日額290円
交渉手当	支給対象業務に従事した職員	職員が出張して水道施設用地取得の業務、移転補償の業務、登記事務又は水道施設用地の境界指示の業務に伴う交渉に従事したとき	0千円	日額300円
特殊現場作業 手当	支給対象業務に従事した職員	(1) 指定する職員が正規の勤務時間外において、緊急呼び出しにより漏水処理並びに給水管及び配水管の維持業務に従事したとき (2) 職員が給水及び配水工事の現場作業に従事したとき (3) 職員が浄水施設の泥留池等の清掃に従事したとき (4) 職員が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う建築物等の工事監督又は検査等の業務に従事したとき (当該作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われた場合)	2,934千円	(1) 1回1,000円 (2) 日額470円 (3) 日額470円 (4) 日額220円 日額320円

災害応急作業手当	支給対象業務に従事した職員	職員が、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある水道施設等の巡回監視又は当該施設等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき ① 巡回監視 ② 応急作業等	4千円	①日額600円 ②日額910円
----------	---------------	--	-----	--------------------

オ 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	18,657千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	129千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	(1)子 10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 (2)子以外の扶養親族 6,500円 行政職8級相当 3,500円 ※9級相当支給なし	同	なし	21,199千円	249,400円
住居手当	自ら居住するため住宅等を借り受け、家賃を支払っている職員 家賃の額に応じて算出した額。ただし、25,700円限度	同	なし	6,384千円	277,565円
通勤手当	(1)交通機関などを利用して通勤する職員 運賃等相当額。ただし、交通機関を利用して通勤する職員の当該交通機関における算定基礎期間を通用期間とする定期券の価格を当該算定基礎期間の月数で除して得た額が55,000円を超えるときは55,000円を限度として支給する (2)自動車など交通用具を使用して通勤する職員通勤距離に応じて2,000円～31,600円 (3)交通機関などと交通用具を併用して通勤する職員 (1)と(2)の合計額。ただし、55,000円を限度として支給する	同	なし	9,826千円	67,301円
管理職手当	(1)参与 94,000円 (2)次長 82,200円 (3)参事、課長及び担当課長 77,400円 (4)副参事 66,400円 (5)専門監 51,900円 (6)課長補佐 49,600円 (7)上下水道室長 46,300円	同	なし	14,383千円	719,150円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占 める職員給 与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に 占める職員給与 比率
3年度	千円 17,929,457	千円 2,135,080	千円 388,499	% 2.2	% 2.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 303,102千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 101	千円 387,578	千円 50,444	千円 151,538	千円 589,560	千円 5,837	千円 6,535

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

③ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	47.2歳	337,761円	484,437円
政令指定都市平均	45.9歳	359,605円	543,761円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業	浜松市（企業職除く）
1人当たり平均支給額（3年度） 1,500千円	1人当たり平均支給額（3年度） 1,649千円
(3年度支給割合) 期末手当 2.35月分 勤勉手当 1.9月分 (1.35)月分 (0.9)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.35月分 勤勉手当 1.9月分 (1.35)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

下水道事業			浜松市（企業職除く）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～45%）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額	— 千円	22,076千円	1人当たり平均支給額	2,373千円	22,273千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		12,127千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		120,069円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
浜松市	3.0%	101人	3.0%

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		651千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		27,125円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）		23.8%		
手当の種類（手当数）		6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（3年度決算）	左記職員に対する支給単価
不快手当	下水道施設課に勤務する職員	(1)浄化センター及びポンプ場に勤務する職員が次の現場作業等に従事したとき ア 設備保守 イ しさのかき取り、汚泥処理等	127千円	ア 日額750円 イ 日額1,050円
	下水道工事課に勤務する職員	(2)職員が下水道管きよ又は公共ます等の清掃及び維持並びにし尿及びしさのかき取り作業に従事したとき		日額1,050円
	お客さまサービス課に勤務する職員	(3)職員が出張してし尿浄化槽の立入検査の業務に従事したとき		日額250円

調査収納手当	支給対象業務に従事した職員	(1)職員が下水道使用料又は受益者負担金の調査又は滞納整理等の業務に従事したとき(次号の業務に従事したときを除く。)	65千円	日額150円
		(2)前号の職員が出張して次に掲げる業務に従事したとき ア 下水道使用料及び受益者負担金の差押え、換価処分などの滞納処分 イ アの事務を除く滞納整理		ア 日額600円 イ 日額250円
有害物取扱手当	下水道施設課に勤務する職員	職員が身体に有害なガスの発生を伴う業務又は特に危険を有する薬品等を取り扱う業務に従事したとき	62千円	日額290円
交渉手当	支給対象業務に従事した職員	職員が出張して下水道施設用地取得の業務、移転補償の業務、登記事務又は下水道施設用地の境界指示の業務に伴う交渉に従事したとき	0千円	日額300円
特殊現場作業手当	支給対象業務に従事した職員	(1)指定する職員が正規の勤務時間外において、緊急呼び出しにより漏水処理並びに給水管及び配水管の維持業務等に従事したとき	397千円	1回1,000円
		(2)-1 職員が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う建築物等の工事監督又は検査等の業務に従事したとき (2)-2 当該作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われた場合		日額220円 日額320円

災害応急作業手当	支給対象業務に従事した職員	職員が、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある水道施設及び下水道施設等の巡回監視又は当該施設等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下「応急作業等」という。）に従事したとき ① 巡回監視 ④ 応急作業等	0千円	日額600円 日額910円
----------	---------------	--	-----	------------------

オ 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	6,753千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	72千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	(1)子 10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 (2)子以外の扶養親族 6,500円 行政職8級相当 3,500円 ※9級相当支給なし	同	なし	11,350千円	227,000円
住居手当	自ら居住するため住宅等を借り受け、家賃を支払っている職員 家賃の額に応じて算出した額。ただし、25,700円限度	同	なし	6,798千円	295,565円
通勤手当	(1)交通機関などを利用して通勤する職員 運賃等相当額。ただし、交通機関を利用して通勤する職員の当該交通機関における算定基礎期間を通用期間とする定期券の価格を当該算定基礎期間の月数で除して得た額が55,000円を超えるときは55,000円を限度として支給する (2)自動車など交通用具を使用して通勤する職員通勤距離に応じて2,000円～31,600円 (3)交通機関などと交通用具を併用して通勤する職員 (1)と(2)の合計額。ただし、55,000円を限度として支給する	同	なし	6,853千円	75,308円

管理職手当	(1) 参与 94,000円 (2) 次長 82,200円 (3) 参事、課長及び担当課長 77,400円 (4) 副参事 66,400円 (5) 専門監 51,900円 (6) 課長補佐 49,600円 (7) 上下水道室長 46,300円	同	なし	5,912千円	844,571円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額の25/100を支給する	同	なし	0千円	0円